

# 京都府男女共同参画審議会規則

平成 16 年 5 月 28 日

京都府規則第 24 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、京都府男女共同参画推進条例（平成 16 年京都府条例第 10 号）第 22 条第 7 項の規定により、京都府男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## (会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (意見の聴取)

第 5 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、府民生活部において処理する。

## (委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

1 この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

2 京都府組織規程（昭和 30 年京都府規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 20 年規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。